

第百六十六回国

参議院法務委員会、厚生労働委員会連合審査会会議録第一号

平成十九年五月二十四日(木曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

法務委員会

委員長 山下 栄一君
理事 松村 龍二君
築瀬 進君
木庭健太郎君

委員

青木 幹雄君
岡田 広君
山東 昭子君
陣内 孝雄君
谷川 秀善君
江田 五月君
千葉 景子君
角田 義一君
前川 清成君
松岡 徹君
仁比 聡平君
近藤 正道君

厚生労働委員会

委員長 鶴保 庸介君
理事 阿部 正俊君
中村 博彦君
足立 信也君
津田弥太郎君
浮島とも子君

委員

岸 宏一君
坂本由紀子君
清水嘉与子君

国務大臣

法務大臣 長勢 甚遠君
厚生労働大臣 柳澤 伯夫君

大臣政務官 奥野 信亮君

事務局長 田中 英明君

常任委員会専門員 松田 茂敬君

政府参考人 内閣府大臣官房 審議官 荒木 二郎君

警察庁長官官房 総括審議官 巽 高英君

警察庁長官官房 審議官 伊藤 茂男君

総務省総合通信基盤局電気通信事業部長 桜井 俊君

法務省刑事局長 小津 博司君

法務省矯正局長 梶木 壽君

法務省保護局長 藤田 昇三君

文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年総括官 石野 利和君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 大谷 泰夫君
厚生労働省社会・援護局長 中村 秀一君

本日の会議に付した案件

○少年法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会内閣提出、第百六十六回国会衆議院送付)

〔法務委員長山下栄一君委員長席に着く〕

○委員長(山下栄一君) これより法務委員会、厚生労働委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私、法務委員長が連合審査会の会議を主宰いたします。

少年法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明につきましては、お手元に配付いたしました資料により御了承願ひ、その聴取は省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○下田敦子君 民主党・新緑風会の下田敦子でございます。大変高いところから御無礼いたしますが、よろしく願ひいたします。

私は大学を卒業するときに児童にかかわる資格を取るために若干児童心理学を学んだ程度でありますので、いろいろ稚拙な質問が出てくるかと思ひますので、御寛容のほどよろしく願ひ申し上げます。

まず、同法案は、さきの平成十七年八月八日、衆議院解散により審議未了、廃案となりました。翌年、再度提出されまして、その後の閉会中審査、継続審査となりました。このたびの同法案趣旨説明の下、法務委員会とともに当委員会による

連合審査の場が設けられ、それにこの場をちょうだいいたしましたことに深く感謝を申し上げますと思います。

少年法の見直しに当たりまして、児童福祉サイドから総合的な検討を、福祉的アプローチを充実させるべく質問をさせていただきたいと思ひます。

現行法では、刑罰法令に触れる行為、いわゆる触法行為を犯した児童については、警察庁は、児童の年齢が満十四歳以上の場合はこれを家庭裁判所に、満十四歳未満の場合は児童相談所に通告するとされております。

ところで、非行児童の多くは両親から温かい愛情を持って養育されるという経験が少なく、長期間にわたって虐待を受けていたケースも見られます。このような家庭環境に恵まれない児童に対する処遇に先立つては、何よりも当該児童自身が一人の人間として大人から大切にされたあるいは大事に扱われたという、人が健全に成長していく上では是非経験しなければならない大きな発達段階をしっかりとクリアさせることが必要です。この経験を実感することで、初めて自分が犯した行為を心から反省し、自立の心が芽生えるのだと思ひます。

児童自立支援施設は、入所児童の生育歴や家庭環境等を十分に調査、確認の上で、児童一人一人に合った自立支援計画を策定し、福祉的な観点からできるだけ温かい家庭の雰囲気の中で、職員が親代わりになって当該児童の気持ちの立て直しを支援してまいります。

長年、児童福祉の現場にあつてこられた、私が一緒に今仕事をしている仲間でありますが、これを専門家の意見として申し述べたいと思ひます。今回の少年法改正案は、最近における児童、少年における非行、犯罪でもあります、の低年齢化及

び凶悪化を理由として唐突に提出された感が否定できず、その趣旨は厳罰化と警察の介入権限の強化にあるように思われますとのコメントがございました。

特に、平成十五年、長崎の小学校六年生、十一歳の女の子ですが、この女児による同級生殺害の事件を機に当時の青少年育成推進本部副部長の厳罰化の発言の下にされた警察の介入権限の強化、治安対策の延長線ではないという声も聞かれます。厳罰化では子供を救えませんか。育つ者の芽もつまんでしまいます。

そこで、お尋ねいたしますが、今回の改正は、刑事処分が可能な年齢を十六歳から十四歳に引き下げた当時の、二〇〇〇年でありましたが、その当時の法改正以来の大幅な見直しであります。厚生労働省としては、このたびの少年法改正案に対してどのようなスタンスで臨んでおられるのか、あるいはこれからどうされていくのか、それを厚生労働大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今回の少年法改正法案のうち、特に厚生労働省と関係の深い事項といたしましては、触法少年に係る事件について警察の調査という機能を明確化したこと、それから、触法少年に係る殺人等の重大事件につきまして児童相談所は原則として家裁へ送致をするということ、さらに、現在十四歳とされている少年院への入所年齢の下限をおおむね十二歳へと変更する、それからまた、触法少年について家裁は少年院送致の保護処分をすることができるようになる等の事項かと思っております。

これらの改正につきまして我々が基本的に考えているところは、まず調査の充実という点で、事実解明に対する社会の要請というものが強まっていることにたえながら、加害少年の立ち直りの視点の観点からもその調査を充実した形で行うということが必要なのではないか。また、個々の加害少年にとって、その後の処遇というものをいろいろな選択肢を置いて、そのうちから最適な処遇を求めるというそういう体制を整備すべき、こうい

うことでございまして、私どもとしては基本的に、少年については育て直しという観点が必要だという委員の御指摘は私どももそのように考えておるわけでございまして、ただ、具体的ないろんな事案に対しましては、今申したように調査を充実する、さらには処遇の選択肢を広げておくということが必要であると、こういうように評価をして、この法案について、法務省とよく連携した上でそうした趣旨が実現するように協力をさせていただいているという次第でございまして。

○下田敦子君 大臣は、今私が申し上げました育て直しということを用意していただきまして大変有り難いんですが、警察サイドで調査することと根本的な趣旨が違います。このことを大変私は危惧いたします。その意味から再度申し上げたいと思います。

例えば、家庭裁判所の決定でいったん保護観察処分となった少年であって、その後、また行動次第では少年院送致に処分を変更することができると今回の法案の中にございまして。また、十四歳の少年院収容年齢の下限撤廃、特に三月末から始まった法務委員会では、五歳の幼児が重大事件を起こした場合でも少年院に送るのかという質問に対して、長勢法務大臣が、あり得ないとは断言できないうと、二重否定をしながらかん定してあります。不幸にして非行に陥った児童に対して、家庭裁判所への通告年齢を引き下げるなどいたずらに法的な処罰方針を強化することによって単に少年非行増加への抑止力をねらうことは誠に稚拙であり、的外れと言わざるを得ません。

そこで、大臣にお伺いいたしますが、二〇〇〇年の法改正をもって青少年の犯罪が減ったのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(長勢基遠君) 二〇〇〇年の法改正が非行の発生状況についてどのような影響を与えたかということについて一義的に述べることは困難でございますが、ただ、統計上の数値を見ますと、少年刑法犯の検挙人員は、それまで二十万人

前後で推移していたものが、平成十六年では十九万三千七十六人、同十七年では十七万八千九百七十二人となり、それぞれ前年より減少しました。また、人口千人当たりの検挙人員で見ますと、平成八年以降上昇傾向にあり、平成十五年は一五・五となっていました。平成十六年は一五・一、同十七年は一四・二と減少しております。

また、殺人、傷害致死、強盗殺人、強盗致死傷の四種の重大事件について、平成八年から平成十二年までの五年間と同改正法が施行された十三年から十七年までの五年間とで比較をいたしますと、検挙人員は、殺人は五百人が三百九十六人に、傷害致死は五百人が二百三十八人に、強盗殺人、強盗致死は六百四十四人が七十一人、強盗致死傷は五千五百六十二人が五千四百四十四人とおおむね減少している傾向にあると考えております。

○下田敦子君 減少しているというお話であります。

実は、政府の青少年の育成に関する有識者懇談会では、一概に凶悪化しているとは言えないという報告もまとめてありますが、少なくとも触法少年に関しては、一九九五年から二〇〇四年までのこの法改正の前後を見て凶悪化は増えていないと発表しております。ですから、そういう意味を今含めておっしゃっているのかもかもしれませんが、これは徐々にちよつと質問をまた濃くしていきたいと思っております。取りあえず大臣のお話をちょうだいしたいと思います。

そこで、このたびの少年法改正は教育基本法と一体化しているものと考えなければなりません。そこで、少年院は学校教育に準じた教育しか実施されておらず、義務教育の質が保障されていないと言われている。どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

○国務大臣(長勢基遠君) 少年院での義務教育についての御尋ねと思えます。

少年院では、義務教育の履修を必要とする者を対象とした処遇コースを設置をいたしまして、実施施設を指定をして、教員免許を有する職員や外

部講師により学習指導要領に準拠して教科教育を行っております。

今度の法案が成立いたしますと、今後、十四歳未満の少年が少年院に送致されるようになった場合に、特に小学生については従前にも増して十分な配慮を行うことが必要であると考えております。そのため、文部科学省とも連携し、小学生に対する教育上の留意点についてもよく研究し、年少の少年の処遇にふさわしい教育体制を充実させるよう万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○下田敦子君 時間の関係から、学校教育、特に小学校、中学校におけるこの義務教育の時間的な内容その他から、今大臣にお尋ねすることは省きますが、やはり大いに違います。内容を見ても、これでは日本国の一児童として義務教育を受けて社会に出るということにおいて、こういう前後の事情から少年院にそれぞれまた入っているということであつていても、この教育で果たして同じであるということをお願いできないと、私はそう思います。この点の問題は、これは後でまたお話を伺いますが、大変この意味からは私は心配でなりません。

次にお尋ねいたしますことは、少年の犯罪の凶悪重大化というものの背景には、一方では明らかに精神疾患を疑わざるを得ないような、今までにないような別世界に陥つてしまった犯罪が起きています。

そこで、お伺いいたしますが、小中高の学校現場あるいは児童自立支援施設、少年院における心理士、精神保健福祉士、PSWと呼ばせていただきますが、その配置状況をお知らせください。

○政府参考人(石野利和君) 学校への心理の専門家の派遣につきましては質問につきまして、私の方から答弁させていただきます。

小中高等学校ではスクールカウンセラーを派遣しておりますけれども、平成十八年度計画段階では、中学校を中心に九千九百七十八校に派遣されているという状況でございます。

○政府参考人(大谷泰夫君) 児童自立支援施設におきまします心理士それから精神保健福祉士の配置状況でございますが、児童自立支援施設におきまして心理療法担当職員を配置しております施設は、平成十八年度におきまして十五か所でございます。

また、精神保健福祉士であります、これは平成十八年度に配置されている施設は現在のところございませんが、入所児童の自立支援に関しましては、医師あるいは心理療法担当職員によるカウンセリングや、その他の専門職員による助言、指導によって対応しておりますのでございます。

○下田敦子君 ありがとうございます。児童生徒の不登校あるいは問題行動の対応を図るためにスクールカウンセラーをようやく予算的に思いを掛けていただいて、十九年度予算額を二分の一の補助率で見てくださいました。

ですが、この資格要件を見ますと、日本臨床心理士の資格認定協会による臨床心理士、あるいは精神科医、心理学系の大学教授、助教授、講師、非常勤講師を除くという者、このほか、スクールカウンセラーに準ずる者というのがあるんですが、私はこの規定を見ても大変現実性の乏しいことだと思いました。

臨床心理士は、いわゆる日本臨床心理士の協会における認定された心理士は非常に忙しいです。また、数もそこまで充実していない。精神科医、これはもう全然そこまで出掛ける余裕のヨの字もありません、本当に。ですから、囑託で云々ということはあるかもしれませんが、また、大学から派遣されている精神科医もいらつしやいますけれども、大変このとおりの事情で忙しい。それから、心理学系の大学教授、助教授、講師、もう本業の教授の時間をこなすだけで、大変今若い人たちがこの心理学に興味を持ってきて志望者も多いということもあって、全国的に非常に講座を開設しているところがあります。ですから、これもなかなか不可能です。次に、スクールカウンセラーに準ずる者というのがある、よくよく調べ

れば、学校経験、退職した教員であるとか、そういう方々をここに登用しているわけですね。

これは果たして現実的にどういう数字をもって、どういう対応をしていけるのだろうか、それを私は大変危惧しております。しかも、国が二分の一の補助率であって、各、例えば児童相談所とかこれらの施設は都道府県が所管しておりますので、これもまた果たしてどの辺まで実現していくのだろうということは大変なんだってから考えております。

そこで、今御答弁にありましたPSWですが、精神保健福祉士は、後でまた伺いますけれども、我が国に誕生して、国の資格です、国家資格です。国家資格でありながらその必置義務も認めず、また任用拡大も図っておりません。こういう国家資格がありましようか。諸外国でこういう扱いはないです。非常に不思議なこの資格に対する、特に厚労省のこういう資格に対する難解なものはこのPSWだけに限りませんけれども、あります。

そこで、次にお伺いいたします。有害図書、過激な強い刺激のインターネット等にひたすら埋没してしまっている環境整備の健全化、これを強力に進める必要があると思えます。ストレスが何かの刺激をもつてそれを機会に膨らみます。自分を傷付けたりあるいは他人の命を脅かす犯行に出る場合があります。

日本から昨今韓国に上陸をいたしました赤いノートという事件があります。これは各ページ全部真っ赤です。この真っ赤なノートに自分が殺したいと思う学校の先生とか友達とか、こういう人たちにどんどんどんどん名前を書いていく、そしてそのろいを掛ける、これが大変な問題を、今教育上その他問題があるということで、韓国の政府当局はすぐに発売停止をいたしました。

日本政府は今までにこういうことをなさいましたか。これは経産省も含めてお尋ねをしていますが、なければならぬところでありますが、この犯罪につながる別な世界をつくってしまう、明らかに精

神疾患を疑わざるを得ないようなこういう犯罪の根拠、環境には、私は、強い取締りとかそういうことで、警察権の強化をしていくことで収まらない環境があつて、これはだれがつくったのだ。社会が、大人がつくっているんです。ですから、このことに対して御見解を伺いたい。

○政府参考人(石野利和君) 学校におきまして有害情報阻止について私の方からお答えさせていただきます。

青少年に過激なインターネットの關係の有害情報阻止をするための環境整備を図っていくと、大変大事なことでござえておりまして、学校におきましてコンピュータ上の有害情報の阻止につきましてはフィルタリングソフトの活用が有効であるというふうにご考えておりまして、これまで文部科学省といたしまして、各教育委員会等に対しましてフィルタリングソフトの導入について通知等によりまして導入を促してきております。平成十八年三月現在、約九割の学校がフィルタリングソフトを導入しております状況でございます。

さらに、学校におきましては児童生徒が教員の指導の下にインターネットを利用する、あるいは児童生徒がインターネットを直接使用することを制限するといった措置を講じている学校もござえます。

文部科学省といたしましては、引き続き、学校におきまして児童生徒が有害情報に触れることなく安心して情報手段を活用できる環境づくりを促進してまいりたいというふうにご考えております。

○政府参考人(松井俊君) インターネット上の違法・有害情報につきましては、総務省といたしまして大きく分けて三つの視点から対策を講じてきているところでございます。

まず、インターネットプロバイダーあるいは電子掲示板の管理者等における違法・有害情報の円滑な削除ということが大変重要なわけでござえます。これにつきましては、総務省支援の下で電気通信事業者団体等におきまして、昨年十一月に、違法情報の削除等を的確に行うためのガイドライ

ン並びに公序良俗に反する有害情報の削除を行う根拠となる契約約款のモデル条項というものを作成、公表しているところでございます。また、昨年二月に、権利侵害情報を発信した者、この者についての情報を開示するための判断基準というものを明らかにするガイドラインというものもこの二月に策定して公表されているところでございます。

次に、出会い系サイトなどの有害サイトにつきましては、受信者側で、先ほどもお話ございましたけれども、情報の取捨選択を可能といたしますフィルタリングが有効な対策だというふうにご考えております。このため、電気通信事業者におきましては、総務省等と連携いたしまして、フィルタリングの認知度を高めるといことで昨年三月、フィルタリングの普及啓発アクションプランというものを策定して周知活動に努めてきております。

さらに、この取組を強化するという観点から、昨年十一月に総務省から、特に携帯電話事業者につきましてフィルタリングの普及促進の取組強化を要請したところでござえておりまして、携帯電話事業者におきましては、フィルタリングサービスを利用する、しないということについて親権者の意思を確実に確認するといった措置を今講じてきているところでございます。

最後でございますけれども、有害な情報に対する子供あるいは保護者の対応能力を向上させるということも大変重要だと思っております。今年二月に警察庁及び文部科学省と合同で、携帯電話のフィルタリングにつきまして、学校関係者や保護者を始めといたします住民に対しまして、その周知啓発活動に取り組むよう都道府県知事、教育委員会及び都道府県警察に要請をしているところでございます。

また、総務省と事業者、文科省と連携いたしまして、保護者、教育者を対象に、インターネットの安心、安全のための講座のキャラバン、e-ネットキャラバンと言っておりますけれども、これを実施いたしております、十八年度四百五十

三件の実績があるところでございます。

このような取組によりまして、携帯電話のフィ
ルタリングの認知度も昨年二月の約四四％から今
年一月には六六％ということでは二二％向上してき
たということでございます。

いずれにいたしましても、引き続き、子供が安
心してインターネットに接続できる環境を整備し
てまいりたいというふうに考えているところでござ
います。

○下田敦子君 私は、県議会時代にこのインタ
ーネットの問題が青少年にどのような影響を与える
かということが大変騒ぎになったときがありました
。十二、三年前の話であります。そのときに質
問をいたしまして、全く同じです。通達を出す、
役所の全くこれはもう本場にいつものやり方で
す。通達をしてそれで安心ができますか。なぜこ
ういう犯罪がどんどん出てくるか、なぜそれ
は何でもない、私たちの責任なんです。それを結
果だけを見て厳罰化していくということは、私は
おかしいと思う。

様々な国のこのたび勉強をさせていたいただき
ました。欧米諸国の青少年対策を見ました。後ほど申
し上げますが、この精神保健福祉士、PSW、こ
れを中心に凶悪犯の、青少年の犯罪の予防という
観点から、大変なプログラムを作つて、地域社
会、日本でいうならば保護司に当たるような教育
士、これをもつて大変な緻密なネットワークをつ
くり組織化していることが、日本にはないのだ
す。だからかやるだろうというこの意味合い
が、結果としてしつちゅう重大事件でテレビに
じゃんじゃん出てきて、ああ大変だ大変だ、凶悪
化が進んでいる、こういうことでは、私もものがつ
くつていて、こういう結果を私もが受けている
んです。そのことを一人一人がやっぱり感じなけ
れば、この少年法は、私は悪を生むということ
は申しませんが、結果としてはいいものにはならな
い。

この赤いノートのように韓国はすばつとこれを
カットしている。なぜ日本にこれができません

か。日本から出ていつている恥かしいことなん
です。日本の社会の病理が韓国まで行っているん
です。これに対して何もしない。私はおかしいと
思います。

そこで、次にお尋ねします。

歴史的に見ますと、我が国の少年院の矯正教育
は、一九四九年、大変昔の話のように思います
が、私が生まれた九年後の話です。少年院発足当
時、学校教育をモデルとして、生活指導や職業補
導に重点が置かれていたと思います。現在も集団
規律訓練が主になりまして、個々の心理カウンセ
リング、特に少年院の矯正教育という中で、精神
疾患を持つてくるかもしれない青少年のカウンセ
リングは我が国において非常に歴史の浅い分野で
あると言われております。矯正教育の一環として、
精神医学、臨床心理学、教育学を統合したいわゆ
る総合的なプログラムが必要であります。

現代の心理学では、子供の成長にとって最も必
要なのは、自己肯定感であります。これ、私も
社会福祉のオソリティーにちよつと話を聞き、
また、なおかつ今も一緒に仕事をさせていただい
ている八十歳近い方がいますが、決して話を聞く
ときには否定してはならないと、すべて肯定しな
さい、これが元々の社会福祉におけるカウンセリ
ングの精神、心構えだということをよく言われま
した。

いわゆる自分をそのまま受け入れてくれる養育
者、これは親であり教員であります。この人間
関係を通してのみ可能になると言われるこれらの
児童生徒に対する接し方、要するに子供の非行を
防ぐためには人間関係を紡いでいける、織物も織
れるように紡いでいける家庭が、あるいは親が、
あるいは学校が、社会がどのようにつくられて
いったらいいか、対象となる一人一人の少年に即
した援助、治療モデルを構築しまして、処遇の体
系化を進めていくことが必要だろうと思ひます。

そこで、ちよつとお尋ねいたしますが、少しど
きつとしますけれども、今日日本中で、神戸市の須
磨区で発生しました土師淳君の、当時十一歳で

す、殺害されて今日でちょうど十年がたちまし
た。この少年に対しての事件を社会的に見て、こ
れでは大変だということで、処遇の様々なことが
改善図られていったと思いますが、G3という治
療の仕方をしていく。

これは、関東医療少年院の中、あるいはその少
年院の特別な生活訓練課程でG3を考案して、医
師、教官、この方々が家族を演じて、その犯罪を
犯してしまつた少年、青年に赤ちゃんから育て直
すということのプロセスをつくつてこれを進めて
きたということで、最近、時間がありませんので
結果だけ申し上げますと、この男性は今年の三
月、遺族に対して手紙を送つた。退院直前に続い
て二度目でありまして、御遺族に会い、僕にどのよ
うな人生を歩めと言われるのか聞かせてほしい。
言われるとおりに生きていきたいのです。僕が更
生するということはどういうことなのか、償いな
がら生きていけるということはどういうことなのか
教えてほしい。これがG3の総括期に入つた本
当の最近の最近のこの少年の思いをこまめに生み
出してきています。大変長い長い忍耐と経験とそ
の環境をつくつて、やつとこまで来たんだらう
と思ひます。

ですから、犯罪を犯してしまつたこういう凶悪
犯に対しては、殊更に大変な忍耐力と環境とセッ
ティングされたものがなければ、すべてこれを厳
罰化していけば直るだろうと、むちを持つて追い
掛ければ直るだろうというのとはとてもないこと
であります。是非、こういうことで、どのように
お考えになるのか、このG3のプログラムを含め
ながら、最近のこの病的な状態をどのようにお考
えであるか、総合的なプログラムの必要性をどの
ようにお考えをお尋ねいたします。

○国務大臣(長勢基遠君) 少年院での処遇の在り
方についての御質問のようでございますので、私
から答弁をさせていただきます。

少年院に措置をすることを厳罰化というふうな
評価もあるようですが、少年院は今正に
先生おっしゃつたような雰囲気、職員が大変い

ろんな観点から苦勞しているということは是非御
理解をいただきたいと思ひます。

現在も教育学、心理学等の科学的な知見に基づ
いた様々な教育内容を含む総合的な教育計画を編
成してやつておるわけでございますが、やはり一
人一人の方々、入所する少年、いろんな家庭環境
あるいは知能の関係その他、いろんな状況の中で
起きておりますので、職員はそれぞれ一人一人の
特性や問題性に応じた指導を実施しておるとい
うことは、私も今先生おっしゃつたような言葉をよ
く少年院の教官から聞くわけでございまして、そ
ういう努力をしておるといふことは是非御理解い
ただきたいと思ひますし、特に医療少年院におい
ては、精神医療の専門家が、専門医がスタッフと
してその処遇にも関与しておるようになってござい
ます。

まだまだ不十分な点もあると思ひますが、少年
院の職員は正に子供の立て直しのために本当に日
夜を掛けて頑張つておりますし、そういういろん
な点からしても、様々な学問領域の知見を統合的
に取り入れていくことは大変意義のあることであ
りますので、今後とも、そういう職員の取組、教
育計画の充実に積極的に取り組んでまいりたいと
いうふうに考えております。

○下田敦子君 どうも御答弁とかみ合いません。
私は心配しておりますのは、例えば昔の施設ケ
アを振り返つてみますと、これ数十年前です、
施設ケアを見ますと、非行化した、取調べをす
る、事実確認、説教、罰、罰は拘束、制裁的な虐
待。外出の禁止、寮内の謹慎、それからお小遣い
の使用停止、おやつ、おやつ、長時間の正座、頭
の丸刈り、反省文、体罰という処遇パターンが常識
化してしまつた。まさしく軍隊であります。大人
の力によつて管理、矯正するといふ処遇方法で
す。これを何と云うかといふと、プログラム虐待
と言ふんだそうなんですけれども、子供に恐怖心
を植え付けて絶対服従を強いる。最後はこの職員が統
率力があるといふ評価された。こういう時代が
日本のいわゆる非行少年に対する施設ケアであり

ました。

今はもう、じゃそれが変わっているか。職員が大変努力している。努力していない施設職員はないと思います。私は大変尊敬しています。非常に少ない職員の中で、日夜もう私生活も何もありません。御夫婦でその施設に入って、まるで親子、本当に、でもできないようなそういうことをやっているところがほとんどです。ですから、大臣からそのお話を承るまでもなく、よく知っております。

例えば、これは一時保護施設であります。児童指導員、保育士、栄養士、調理師、看護師、心理療法担当職員、これは誠に少ない、そして非常勤である、その他とあるんです。日本のこういう少年院始め一時保護施設に至っても、誠に昔の配置と何ら変わっていない。これで今、諸外国がやっておられるような予防プログラムを中心とした非行を抑えていく、整理整頓とする、精神的なやり取りをする、これができるか。これをお尋ねしているんです。

そこで、質問に入ります。

社会福祉士及び精神保健福祉士、P S Wの現在数と、この分野での就業状況数あるいは仕事に就いていない不労者数、これは仕事に就いていないというのは、専門職であるケアワーカーの社会福祉士とかP S Wの本業そのものに免許に基づいて仕事に就いていない数をまずお尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(中村秀一君) お答え申し上げます。

直近の平成十八年度末で、お尋ねのございました社会福祉士、これ御案内のとおり国家試験に合格し登録した人の数でございますが、八万三千四百二十五人と、精神保健福祉士の方につきましては登録者数は三万人と、こういう状況になっております。

この分野での活動の状況ということでございますが、八万人のうち、社会福祉士会という職能団体がございまして、そこでの調査によりますと、

これは会員ということでございますのでデータが限られますが、二万二千四百五十四人のうち、社会福祉士会あるいは社会福祉協議会等で社会福祉士で活躍しておられる方が約六割、医療施設、これはいわゆるメディカルソーシャルワーカーとして活躍されている方が一割、それから行政機関等で八・三などというふうになっております。

また、逆に施設の側から見ますと、一番施設の数で多い介護保険の状況で見ますと、約三割の施設に社会福祉士の方がおられ、在宅サービスの事業所の一五％に社会福祉士がおられると、このような活動の状況になっております。

精神保健福祉士につきましては、私どもの調査によりますと、病院等で活躍されている方が三万人のうち五千三百七十八人、精神障害者社会福祉施設で働いている方が千九百四十九人というようないま状況でございますが、例えばドクターなどといまして毎年毎年勤務状況について報告するというシステムにはなっておりませんので、委員の御指摘の不労の方について正確な数は判明いたしておりません。

○下田敦子君 せっかく斎藤十朗厚生大臣の時代からコメディカルスタッフをつくり、様々な医療、福祉の世界を充実させようとしてやってきたことを、任用拡大もしなければ、国家資格でいながらそれを生かしていかない、古いままの少年院あるいは施設のやり方をしているということとは国家の損失ではないですか、これは。諸外国並みにはいきません、欧米並みにはいかないということの、今の時点で大変私は将来を危ぶんでいます。

時間もありませんので、お手元に差し上げてありますこの資料に基づいて、少年事件の流れから見ると、少年院だとか児童自立支援施設などいろいろここにあります。それぞれの該当するところに子供たちを親の下から離していかねばならない社会の構成であります。

このことに対して、最終的に伺いますが、予防教育プログラムを中心にそのインストラクター、アドバイザーとしての側面が非常に日本ではまだ

薄いわけなんです。これをどうやって今やっておられますか、それをお尋ねしたいと思います。

○委員長(山下栄一君) どちらですか。

○下田敦子君 法務大臣にお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(長勢基遠君) ちよつと質問の御趣旨が、非行を犯さないようにするという予防プログラムという御趣旨でしょうか。

○下田敦子君 時間がありません。非行を犯してしまつた子供たちを厳罰化していくという以前に、社会全体で私どもは子供の非行を予防していかねばならない、そのための地域社会づくり、それをしなければ私は本場の意味での非行予防にはならないと思うんです。ですから、これらの専門家がP S Wであつたりソーシャルワーカーであるわけであつて、こういう人たちがさつぱりこの施設それぞれに起用されていないという現実なんです。これを大臣はどういうふうに思われますか。また、厚生労働大臣も資格の発行者として、それをどのようにお考えであるかをお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(長勢基遠君) 青少年の健全育成に関しては、当然社会全体で取り組まなければならない、家庭においても、学校教育においても、その他いろいろな社会環境の整備というものが必要であるということはおっしゃる通りでありまして、それをどのようにうまくやるかのことについて、今先生御指摘のような専門家の方々の知見を活用していくということが大変必要であるというふうにはよく理解できるところでございます。

現在、それぞれの分野において、先生から見ますと不十分ということだろうと思っておりますけれども、活用の道は付くつあるんだろうと思っておりますが、さらに、具体的にどういうふうにしていけば、いわゆるそういう非行が発生しないような環境づくりができるかということには更に検討していく必要があるものと思っております。

○国務大臣(柳澤伯夫君) P S Wを始めとして、そういう専門の職能をお持ちの方をもつとシステム

マチックに活用すべきではないか、こういう御指摘であつたと思います。

今現在、確かに、精神保健福祉士のように精神疾患に関する知見を有する者は現場において非常に必要性が指摘をされておまして、地方自治体の判断によりまして、児童相談所におきましても精神保健福祉士や保健師を配置することも想定をされております。

ただ、標準的な体制として今どうなっているかといひますと、児童相談所運営指針におきまして、相談援助を行う者としては児童福祉司の配置を求めているわけでございます。児童福祉司の任用資格として社会福祉士とともに精神保健福祉士が位置付けられていると、こういう体制になっているわけでございます。

更に進んで、今委員は精神保健福祉士を児相の配置基準に定めたらどうかと、こういう考え方かと思ひましたけれども、地方の実情に依つてその役割を保健所や精神保健福祉センターなどが担うことも想定されておりますし、また児童福祉司の任用に当たつて、先ほど申しましたように社会福祉士など相談援助を業務とする資格が存在しておりますことから、精神保健福祉士自体の配置の要否はやはり各自自治体で判断されるべきことではないか。全国一律の基準として定めることは、私どもまだ考えていないという段階でございます。

しかし、いづれにしても、そういう専門的な人材を活用して、地域社会として予防ということに十分な機能を期待していくということについては、考え方として私も賛同を申し上げます。

○下田敦子君 地方が主になつておつちやいます。それこそ厚生労働省から一本の通達を出していただきますと、あつ、これはこれはと思つて、知らないこういうP S Wの資格をまじめに検討し始めるのが地方自治体だと思ひます。

御案内のように、P S Wは行政、それから就労、医療相談、支援、指導、治療相談、アドバイス、これらを変綿密にやるように訓練を受けています。ですから、こういうことをなぜ所管を超

えてやらないのか、私は非常に菌がゆいというよりも、一体何なんだろうというふうに非常にこのたびからずつと考えています。

それから、これは一つ要望として申し上げたいと思います。

御案内のとおり、京都の宇治にあります宇治少年院、これは全国の八か所にある初等少年院の一つでありますが、五歳から万引きしている児童も経験者としていふところなんです、大変実践教育プログラムが優秀で、成果を上げていて、とても全国的に有名になっています。学会その他でもよく話題に出る場所であります。

これは私どもから見て、何でこの子供はこうおかしいんだろというふうに思っつて、だから犯罪を犯すんだなというふうにとらえがちで、短絡的であります。例えば、LD、これ学習障害児であります。それから、軽度の発達障害、ADHDのいわゆる注意欠損多動性の障害児、それから高機能自

閉症、自閉症も大変です。一夏休みちよつとお付き合いましたことありますが、大変です。知能そのものというよりも、その状況が全く普通の子供と違います。それから、アスペルガー症候群など、発達障害児の要素を持っている子供たちが犯罪に結び付いている場合があります。

特別支援教育が非常に成果が上がっているわけ
でして、この成功例は何なんだろうというふう
にいろいろ全国から注目されていますが、専門家
の育成です。そして、チーム化、これがこの成果
を生んでいるということであります。ですから、
どうぞひとつ厚生省の枠を超えてこういう取組
を、この法改正になるのかならないのか大変私は
心配しているんですが、お願いを申し上げたいと
思います。

それから、一つ私は非常におかしいと思うの
は、現在のこの法律の中に児童自立支援施設、こ
れは対象年齢が十八歳未満、七口歳から十八歳未
満であります、この職員の配置基準の中に、
職業指導を行う場合には職業指導員を置かなけれ
ばならないとあるんです。実に古い時代の施設基

準でありますが、この点について御所管の大臣はどういうふうに思われていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(大谷泰夫君) 児童自立支援における職業指導でありますけれども、これは中学校卒業あるいは高校を中退するなど、退所後すぐに就労するお子さんを対象に行っているものであります。子供の社会的自立に向けた支援の一つとして重要な役割を果たしているものと考えております。

具体的に、児童自立支援施設で行われております職業指導あるいは就労に向けた支援の内容として、まずは、一つは施設外の事業所において職場実習をする、あるいは二つ目としてハローワークの訪問、また三つ目として資格に関する学習、四つ目として履歴書の書き方など就職活動に関する学習、こういったものを職業指導員の指導の下で行っているところでございます。

○下田敦子君 いわゆる旧労働省所管の職業訓練を想定してしまいがちですが、十分に要望を申し上げますけれども、こういう施設においてのまず基礎的な知識、これを持った職業訓練であるように、指導員であるようにお願いを申し上げたいと思います。

それからもう一つ、児童相談所の職員構成の中で、理学療法士、フィジカルセラピストですが、これ書いておりまして、そしてその構成員の中に入っているんですが、理学療法士等と書いてあつて、言語聴覚士、ST、スピーチセラピストの担当職員を含むとあります。何で児童相談所の中に理学療法士が必要なんですか。

で自ら提供するという場合、合ばかりではありませんので、そういった機関と連携を図ることで実施するということになっております。この児童相談所運営指針におきまして、もうひとつの理学療法士等を配置するのは、大規模な自治体のいわゆる中核的な児童相談所に配置するということで想定しております。

○下田敦子君　理学療法士、作業療法士、大変不足です。児童相談所に常勤で理学療法士が構成員としていたところは私は聞いたことがありません。恐らくこれは非常勤か何かだと思いが、たまに身体障害児がいたとしても、これを構成員の中に置かなければならないというのは、私はもう一度見直す必要があるのではないかと思います。

それから、もう一つです。児童自立支援施設機能としてリビングケア、いわゆる退所準備ですね、それからアフターケア、あるいは退所後の援助、これをやる方はどなたでしょうか。こういうことで大変重要な部分ですが、この構成員の中ではそれがやっていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(大谷泰夫君) 今お話ありましたそういうリーピングケアであるとか退所の準備であります。これは言わばその施設におられる児童、それが退所していくためのステップとして重要な要素でありまして、現在でも、児童自立支援専門員あるいは自立生活支援員、こういった者によって行っているところでございます。

○下田敦子君 それでは、児童自立支援施設において、これは長崎県の佐世保で起きました小学校六年生の女兒の同級生殺害についてのその後であります、御案内のとおり、児童自立支援施設には外側に高い塀などありません。したがって、こういう加害児の自由を制限する措置を家裁でと

現実が家裁の後に児童自立支援施設で行われている。

それから、もう一つお尋ねいたしますが、例えば福祉と無関係の職場から職員を異動させる県があります。御案内のように、児童自立支援施設のほとんどは都道府県立であります。ですから、職員が全く関係のない土木部から福祉関係のこういう施設にやってくる。ないわけではないんです。ですから、職員の質を高めるための資格規定、規則を定める必要が私は急務だと思いますが、いかがでしょうか、御見解を伺います。

○政府参考人(大谷泰夫君) 申し上げます。

まず 児童自立支援施設、そこにおける自由の制限についてでありますけれども、児童自立支援施設におきましては、開放処遇を前提にしまして、家庭に近い環境の下で子供と職員が生活をとるにすることで、生活指導あるいは学習指導、職業指導を通じて子供が社会人として自立し、健全に社会生活を送ることができるようにと指導を実施しているところでございます。

家庭裁判所の審判に基づきまして御指摘のような強制的な措置もとることができるわけでありますが、これはずつとということではございませんで、自傷他害等により子供に危険が生じる可能性のある場合、また無断外出などを繰り返す可能性が高い場合等、子供の自由を制限した上で個別別々の遇を行うことが子供の福祉にかなうと認められる場合にこの児童支援施設の支援の基本である開放

処遇に適応させるために例外的に行っているわけでありまして、ずっとそこにおらせるというわけではございません。児童自立支援施設におきましてはこのような例外的な措置を使用する場合もありますけれども、基本的には開放処遇を前提として処遇しておるというところでございます。

それから、資格の任用でありますけれども、確かに都道府県等自治体によりまして、職員の異動の中でそういった部署、言わばちよつと意外な部署から配置換えが行われているというケースがあるかもしれませんけれども、この児童養護施設に

配置されます児童の指導員につきましては、これは児童福祉施設の最低基準によりまして任用のルールがございします。

非常に長くなりますが、例えば児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者であるとか、大学の学部で心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科を修めて卒業した者、こういった者がありまして、そういった者が資格があるということで任用されたものではないだろうかというふうに思うわけでありまして、これも、いずれにせよ、こういった職員については現任研修を行っているところでありまして、その職の任にふさわしい訓練については日ごろから取り組んでおるところでございします。

○委員長(山下栄一君) 時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。

○下田敦子君 時間がなくなりましたのでまとめさせていただきます。要望を申し上げます。

ただいまの御答弁にありましたように、大学で学んでということなんですが、例えば少年鑑別所、ここでA種認定鑑別技官、これは大学院の修士課程を修めた心理学を専攻した専門官であるということをお願いしましたが、あくまでもこの方々はお一人の法務技官であって、専門家である社会福祉系から出たあるいは心理学から出た医療系の方々ではないということだけは今申し上げたいと思います。

それから、虐待に関しては、不潔や食事を与えないなどのネグレクト、これは父兄に対する治療を第一にどうしていくのか、それが見当たりません。ですから、どうぞその辺の整備をお願いを申し上げます。

それから、大変問題だと思つたのは、このたびの少年法改正に当たりまして、法制審議会の少年法部会の委員、専門担当官がたくさんいらつしゃるわけなんです、福祉・医療関係者が入っていないというのはなぜなのでしょう。これは考えられません。

それから、先般、全閣僚で構成された青少年育

成推進本部、この大綱を見ますと、やはりこれに対する評価が、予兆の把握、これが重要であるとか、関係行政機関の連携協力が不可欠であるということが書かれてあります。科学性に欠けるということですね。

○委員長(山下栄一君) 時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

○下田敦子君 どうぞ、以上、そういうことで要望を申し上げたいと思いますが、保護司が非常に高齢化しております、それから備える地域での組織力がありません。このことをまず考えるべきだと思ひます。

それから、最後の最後に……

○委員長(山下栄一君) 時間が来ていますから。

○下田敦子君 はい、済みません。岩手大学の沢教授、それから大分大学の飯野教授、非行と食生活ということの一つのエビデンスをつくっております。もうアメリカはできています。こういう視点を食育の中に取り入れていくべきだと思ひますので、御要望を申し上げます、終わらせていただきます。

済みません、遅くなりました。ありがとうございます。

○山本保君 公明党の山本保です。

私は児童福祉をずっとやってまいりましたので、その観点からいろいろ今日は法務省を中心にお聞きしたいと思っております。

最初に、いろいろ残念な事例もありますが、日本における矯正教育、少年院というのは大変効果の高い教育をしているということは、私もそれは高く評価したいと思っております。もっとその辺を、数少ない、うまくいかなかった事例だけが流れるのではなくして、全体的な教育プログラム、先ほども下田先生、昔のことを言われたんだけれども、そんな強圧的にやるなんてことをやっていると、そんなものはあるはずがないのであります。まして、きちんとしたその本人の目的意識をいかに取らせるか、そして今までの犯罪、まあ犯罪ですけれども、大きく言えば、それに対する自分の

気持ちというものをどのように乗り越えていくのか、又は家族観、家庭観、社会観をどう変えていくのか。私は、児童福祉の側からも、少年院が今までやってこられたことに對しては大変効果的であったすばらしい結果を出されていると思っております。

ただ、そうではありますけれども、ここで大きな改正でございしますので、この辺についてまず最初に大臣にお聞きしたいんですが。

今も議論があつたんですけれども、実は明治三十三年に感化法ができてまして、感化院という制度が当時の内務省、正に今でいう児童福祉の側にあります。これは、そのまた百年前のスイスのベスタロッチというふうな方の理念が全世界的に広まりましてできてきた施設なんです。正に愛情で子供を育てようということなんです。

ただ、この理念はすばらしいんですけれども、現実的にはなかなか大変であつたということで、明治後半から大正期、新しい少年法を作ろうという議論がなされます。そのときに、正に当時の内務省と司法省の間で大変な論争になるわけでした、愛情なのか高い塀が大事なのかと、こういう有名な論争があるわけでございます。

ただ、どうなつたかといひますと、結論は、戦後の児童福祉法体制そして新しい少年法体制になりました。正にそれは個々の子供の状況に応じて選択をしていこうと、こういう体制が基本になるわけでありまして、今日は残念ながら家庭裁判所といひますか、最高裁家庭局来ておりませんけれども、正に裁判官の専門的な判断によりまして、その子供、少年に對してより良い処遇というものがどのようになるのかということ、両方が選べる、また両方の手法、そして少年、児童福祉というものが協力をし合うと、こういう体制になつております。ですから、何かそれを厳罰化ですべてでうでないようにするといふふうな議論というのは全くこれはおかしいわけでありまして、そうではない。

もつと言へば、例えば戦前ですと、児童福祉す

ら実は十四歳と書いてあつたんですね。当時の十四歳というのは中学生じゃないわけですよ。つまり、当時の十四歳というのは社会に出ていゝんです。小学校を出ていない、卒業してない子供が一杯おりまして、そういうときの正に児童福祉が十四歳であつた。これは、ですから当然、戦後十八歳ということになりまして、言うならば、児童福祉の対象範囲が広がっております。

この同じような考え方、今回、十四歳未満について、今まで少年法がまた少年院がタツチしてこなかったところを改めようといふのは、私はこの際、すべて持つていくわけではありませんから、その辺が大事です。一人一人に應じてだと思ひますけれども、非常に私は、ここは重要だし大きなものではあるけれども、これはきちんと進めていくべきだといふふうに思っております。

最初に、法務大臣に、この少年院送致の年齢下限撤廃と、こういうことに関して、その背景とかまたねらい、趣旨について簡潔にお願いいたします。

○国務大臣(長勢基遠君) 少年院の経過、またその役割、機能について非常にきちんとした御理解をいただいておりますことに敬意を表したいと思います。

おつしやるのとおりでございまして、非行を犯した少年の立ち直りのために少年院があるわけでございます。そのためには、少年の年齢や心身発達の程度のみならず、非行に至る動機や背景、非行の内容のほか、少年の性格、行状、環境等を総合的に考慮し最も適当な処遇が選択されるべきものといふふうに考えております。

そういう考え方からいひますと、十四歳未満の少年であつても、凶悪重大な事件を起こしたり、悪質な犯行を繰り返すなど深刻な問題を抱える者に対しては、早期の矯正教育が必要かつ相当であつたり、あるいは児童福祉施設の開放処遇にはなじまないというケースもあるわけでございます。

そこで、少年の年齢のみによつて処遇を一律に

区別するということは適當ではないというふうに考えましたので、本法案におきましては、十四歳未満の少年であつても、少年院において立ち直りの働き掛けを行うことが適当な者についてはそのようなことを可能とするということにして御提案申し上げておるところでございます。

○山本保君 私がい上げましたけれども、確かに社会情勢の中でそのような子供さんが残念ながら出てきている。それに対して社会的な批判もあり、また子供自身にとつてもそういう処遇が必要であると。

後でまた出てきますが、児童福祉は、家庭的な問題というものを最大重要視しましてそれを直そうということであるわけですが、かといつてそれは、先ほどもちよつと出たんですけれども、一部の、フロイト派と言つていいんですかね、もう子供のときからやり直をするんだというふうな方法は私は余り効果的じゃないと思つていまして、正にもう少し行動療法的な、きちんと社会的な自立、職業、そして家庭をつくること、

こういうものの具体的なものにいかにか問題なく対応していくのかということとをきちんと教えていく方法が私は重要だと思つておりました、これは特に児童福祉の方が逆にそうじゃない方法をどうも今まで取つてきたものですから、それを少しづつ変えてきてはいたんですけれどもね。

そこで、大臣には、じゃ、後でまた場合によつてはお聞きするとして、局長さんに具体的にその中身についてお聞きしたいと思つております。

つまり、十四歳未満の子供さんが少年院に送致されることになるわけですが、少年院の処遇方針等これは変更をしていくのだらうなと思うんですけれども、この辺の大きな考え方の変更があるのかないのか、また、あるとすればどのようなものなのか、お答えください。

○政府参考人(梶木壽君) 少年院におきます教育あるいは処遇の理念というものについて御説明をさせていただきます。

少年院では、少年一人一人の年齢それから心身の発達状況を考慮いたしまして、その資質の特徴あるいは非行の進度、そういったものに見合う、個別的処遇計画と呼んでおりますが、教育あるいは処遇の計画表を作ります。それに基づきまして、二種類の教育、つまり一つは再非行防止のための教育、もう一つは育て直しのための教育、これを計画的に実施をしておるところでございます。

今後、十四歳未満の少年が少年院に参りました場合にも、基本的な考え方は同じでございます。しかしながら、これまで我々が教育をしてまいりました少年よりも低年齢であるということを中心とした処遇をしなければならぬということで準備を進めております。

具体的に申しますと、この処遇スタッフは、従来は同性的の教官が一对一で付くという教育体制でございました。低年齢であるということとを考慮いたしまして、男性教官、女性教官、そして精神科医、カウンセラー、こういった人たちによるチームを作つて、家族的な雰囲気の中で少年の心身の安定を図ることをまず前提とさせていただきます、こういうふうな考えております。

次に、教育プログラムでございます。小学生を対象とする新たな処遇コースを設立しようと考えております。その中で、一人一人の少年の年齢、心身の発達に度に応じた教科教育とそれから生活指導、特にこの生活指導に力を入れていきたいと考えております。

また、低年齢であるために、保護者との接触、交流、これが非常に大事であるというふうな考えでおります。そこで、これまで以上に、例えば保護者が泊まり込んで行ふ面会とか、あるいは食事と一緒にしながら行ふ面会、あるいは少年と保護者が一緒に参加するファミリーカウンスリング、こういったプログラムを更に充実をさせまして子供と保護者の接触の機会を増大させようと、こういう計画で準備を進めておるところでございます。

○山本保君 今日は厚生労働省としては大臣お一人なんです、今お話をしましたように、児童福祉の方の自立支援施設の方において今まで実は欠けておりましたのが社会的な自立ということだったんです。

私、担当しておりますときにそれを、少年院のいろんな今の個別計画、いろんな計画表なども参考にしまして、やはり元の家庭の親子関係だけが悪かったんだということだけになってしまいがちで、これは理論的には直るんでしようが、なかなか難しい。そこで、いわゆるソーシャルスキルというふうなものを児童福祉施設でも使うべきだということなことで直してきました。

言うならば、今度はその反対といひますか、今度はカウンセラーで、少年院の方が、正に今まで福祉の方が培つてきた技術でありますとかまた方法を入れていただく、こういうことではないかなと思つておりました、こはよく両省そして専門家同士できちんと効果的な方法をつくつていただきたいと思つております。

もちろん、法制度として、法律体系としては児童福祉というのはあくまで家庭的な要因に着目して入所させるわけでございます、少年院の方は、先ほどありましたように、罪を犯した少年という語句が示すように、正にそういう子供に対して教育的な対応でもつてその罪の償いをさせよう、また再教育をしていこうと、こういうものでありまして、原則は違ふ原則を持っております。これをこちや混ぜにしまして、例えば、前ですと、年齢が高いのが少年院で低いのが福祉とか、重い犯罪を犯したのが少年院で軽い犯罪は福祉だとか、これは両方とも間違つてゐるわけでありまして、そういう分類ではないんです。正に処遇目的としてその原因が違ふのであつて、しかしそれは当然錯綜しておりますし、機械的に判断ができませんので、そこをまた家庭が中心になつて分類して、その子供に一番合ったものをやつていくと、こういう形になつております。

そこで、今家族のことを言われましたので、今

は正に入所している子供、入院している子供さんに対する家族的な、家族間の矯正ということへの方法がありました、もう一つ大事なことは、その子供さんの元の家族だと思ふんですね。

これは、家族に対する支援とか指導というものは、児童福祉の方では法律的に昔からこれはもちろんあります。しかし、余り使われていなかった。最近の改正で相当こは強化いたしました。家庭裁判所の承認をいただいた、そして強制的に家族への支援をするというような法律もたしか先回作つたところではあります、こちらの少年院の、少年院といひますか、少年司法の方では肝心のベースであります家族に対する支援というのは少し弱かつたんだではないかなと思ふんですけれども、今回、この辺について改正なりまた充実させたところがあると思つておりますが、どのようなものでございませうか。

○政府参考人(小津博司君) 少年の健全育成を図つて再非行を防止するためには、少年と保護者や家族との結び付きを取り戻すということが非常に重要でございます、低年齢の少年については特にそういうことが言えるだろうと私も認識しております。

そのためには、少年の保護者にその責任を自覚させて少年の改善更生に向けた一層の努力を促す必要があるということでございまして、平成十二年の少年法の改正におきまして、家庭裁判所が審判や調査の過程において保護者に対する訓戒や指導を行うことができる旨の規定が設けられたわけでございます。同じような趣旨に基づきまして、今回の改正におきまして、少年院及び保護観察所の長について保護者に対して指導、助言を行うことができる旨の明文の規定を置くこととしております。

先ほど矯正局長も御答弁申し上げましたように、現行法の下でも少年院においても保護観察所の方でもいろいろと努力をしておりますが、今回の改正により、保護者に対する働き掛けがより積極的に行えるようになると、そのように認識して

○山本保君 余り今まで論じられていなかったようですが、こは私、大変重要な法改正といえますか充実させたものだと思います。正に今、普通の大人であればそんなことはあり得ないわけでありまして、大人の犯罪者が出たと、お父さん、お母さんが涙を流して申し訳ないと、こういう図がよく出るわけですが、かといつてその親には別に責任があるわけではありませんし、それを法的に何とかするなんということはこれはもうできません。

しかし、子供に關してはおつしやるとおりでありまして、そうしなければならぬのです。ですから、児童福祉ではこれをやつてきた。しかし、児童福祉の場合は古いタイプの國親思想というものもありまして当然だという考えもあるんですが、そういう古い考えではなくて、正に子供が直るためには、しつかり自立するために親もかかかわつていかなくちやいけない。先ほど下田委員がケースワーク、社会福祉のことも言われました。正にそのとおりでありまして、そういうものを含めてやつていかなきゃいけない。

ところが、司法というのは罪を犯した少年が問題なのでありまして、教育についても問題ですけれども、その家庭的背景などについては口を出すことはおかしいじゃないかという考え方が一方にあった。しかし、ようやく今回の改正で、保護観察所の所長であるとか少年院長が家庭に対する支援をするという条文を入れているということで、私はこれは大変重要な効果をもたらすであろうと、思っております。

それで、次にもう一つ、今度は正に小学生段階の子供がおられますから、学校に帰ることになると思うんですよ。少年院の場合、当然短期処遇といいますが、六か月なり又はもつと短い処遇が基本になりますから。状況によつては難しいかもしれないが、しかし理想論というか、教育計画の目的としては、その中に当然元の学校へ帰すということがこれ入らなければ計画になりませんわな、

最初から、もうひどい子なんだからそんな帰れるはずがないなんて言っていたんじやこれは教育になりませんから。

その辺の学校教育との関係ですね、この辺は法的にまたシステムとしてどのように充実させるのか、この辺についてお聞きます。

○政府参考人(梶木壽君)　まず、外枠を先に説明をさせていただきます。

保護者が当該子供について就学猶予あるいは免除を申し出まして市町村の教育委員会がこれを認めた場合には、当該児童生徒と少年院に入院するまでの在籍校との在籍関係がなくなるというふうに承認をしております。その場合でありますと、少年院では小学校及び中学校で必要とする教科について教科教育を行った上で、少年院長がその修了者に対して修了の事実を証する証明書を発行することになります。この証明書は小中学校の卒業証書と同一の効力を有するとされております。

他方 就学義務の猶予又は免除がなされていない場合、当該児童生徒の在籍関係が存続しているということとなります。この場合、当該子供の進級あるいは卒業の認定につきましては、我々少年院の方で行いました教科教育の実施状況等を学校に連絡をいたしましたして、在籍校の校長が児童生徒の平素の成績を評価してこれを行うことになるというふうに承知をしております。

ちなみに、一つ数字を申しますと、平成十七年の数字でございますけれども、在籍校から卒業証書を出していただいたものが二百六十八件ございます。少年院長が出した卒業証書が七件ということでございます。この在籍校から出していただくために少年院とその在籍校との間でかなり綿密なやり取りをしておりますで、先生に少年院に来ていただくに個別に補習授業をしていただくというような努力もしておりますでございます。

いずれにいたしましても、今後、更にこういういったものを充実していくということで、文部科学省とも協議をしながら綿密な連絡体制が取れるように努めてまいりたいと考えております。

○山本保君　ここはおつしやるとおりで、実はなかなか法律的には整理がされてないところなんです。実は児童自立支援施設でもここが一番苦労したところでありまして、今言われた少年院法にある同一の効力を有すると、こういう同じ法律が実は昭和八年に少年教護院、当時の少年教護院法にできまして、つい先日まで児童福祉法にそれがそのまま残っていた。その条文がある限り文部科学省としては協力することは法律的に難しいと、こういう形でした。

そこで、やむを得ずといいますが、当然子供の福祉を考えれば、昭和の初めであれば卒業証書同等のものを出せるというのは、これは非常に恩恵であったんです。当時は正に小学校を卒業していない人が一杯いるときに、罪を犯したというようなことで入れば逆に卒業証書がもらえるわけですから、逆に言えば恩恵であった。ところが、それは今になってみますと同じ制度は実は権利の侵害になっている。ここで児童福祉についてはようやく先般直させていただいたところなんです。ですから、今答えも、そういう点でいえばなかなか苦渋の表現をされました。

猶予免除というのは親が申し出ることになっておりますので、申し出なければ猶予免除にはならないと、こういう法律の裏側で実際には対応されているわけです。ですけれども、もうここはそろそろ考えた方がいいかもしれません。特にこういうふうな十四歳というのが取っ払われるとなれば、これは法律的にも当然その小学校段階の子供が学校へ帰るということはもう想定されるわけです。それから、そんなことで、一度これは是非、文部科学省ともきちんと協議をされて、法務省、一番法律の大本なんです。それから、一番得意なところなんです。ですから、ここはきちんと整理をされた方がいいのではありませんかと思っております。

それで、もう一つ、先ほども少しお話がしました。たいわゆる発達障害のことでございます。

ただ、発達障害の子供が犯罪が多いというようなことを俗説があるようですが、そんな

ことはないということでありまして、今正に文部科学省、特別支援教育の中で、全員の六％もいるんじゃないかと、ちよつとこれは多過ぎるような氣もするんですが、そんなことも言ひまして、今までいわゆる特殊教育、障害児教育には含めていなかった発達障害に対する支援を全面的に今行われていると。今ちょうど始まつたところですね、三年たちまして、これからやつと本格実施になります。そうしますと、当然、それだけの割合がいるわけでございますから、少年院の中にもそういう子供さんが入つてくるということは、これは考えられる。

そうしますと、医療少年院とか特殊教育課程ですとか、いわゆる知的な遅れのある方に関するものはこれまで私もあると思っておりますけれども、この発達障害と整理されるところについてはなかなか進んでいないのではないかなと、児童福祉の方でもなかなかまだこれからなんでしょうが、この辺についてはどういう対応をされるのか。

また、学会などを確かに見ましても、宇治とか広島島の少年院などでこれに関する処遇の事例を私も読んだことがありますので、何かその辺についても紹介していただけますか。

○政府参考人(梶木壽君) 発達障害の関係でございしますが、少年院の教育環境と申しますのは、そもそも二十四時間体制で規則正しい日課の下、生活のルールが明確に定められているということと、発達障害等によって学業の達成能力とか、身体的能力とか、あるいは対人関係能力等に若干の困難を抱えている少年にも非常に理解しやすく、ストレスの軽減が図られる、そういう教育環境にあるというふうを考えております。

我々の現場では様々な少年を相手にしておりますために、様々な教育技法を取り入れて処遇を行ってまいりました。今名前を挙げていただきます。宇治少年院あるいは広島少年院だけではございませんが、この二つの少年院を中心にして、いわゆる発達障害と呼ばれる症状を持っている

子供たちにどのような形の教育訓練を施そうかというところで様々な試みをしております。

例えば、その学習能力あるいは対人関係能力向上を図るために、ドリルの学習とかあるいは聞く力のトレーニング、複数人で行うワークショップ、社会的な適応能力を身に付けるための具体的な教育プログラムを組んで努力をしております。また、それ以外にも、大学の先生方と共同研究を行うというようなこともしております。

こういった試み、積み重ねを通じて、いろいろな困難を抱えている子供たちも十分な処遇が行えるように今後も努めてまいりたいと考えております。

○山本保君 質問として用意してあったのはそれだけなんです。

先生方にも、その辺は、私の言い方もひよっとして誤解を与えるといけません。正に発達障害の子供さんは、犯罪なりいわゆる少年院対象になるようなことを起こすよりは、その被害者になる方が断然多いわけでありまして、その辺を我々としてはよく考えていかなければならないと思っております。

それでは、今日は実は最高裁呼んでなかったんですが、委員会でも少し残しておこうと思っております。それは、正に先ほど申し上げましたように、こういう体制になったときに、警察官がもちろん判断をするという条文があるわけですが、しかし最終的判断は家裁の裁判官でございます。そこで、この子供さんは児童福祉的な対応が必要だ、そうではなくて少年院における矯正教育が重要だ、こういうことを試されるわけでありまして、その専門性、そのためにもまた、福祉、少年院ともにその効果的な処遇なり方針をきっちりしていかなければ、特に野党側から言われるような危機、一面的に厳しい警察的な方法をするんじゃないかとどうだとか、こういうのは正にそこが重要なところでございますので、また今後機会がありましたら最高裁判所なども呼びまして、その辺は審判をするときの基準というも

のをもう一度しっかり作ってほしいということはお願いしようと思っております。

また、柳澤大臣におかれましては、先ほど、実はこの前やりましたように社会福祉士の話が出ました。あそこで私、いろんな職種の方が受けられないんだと言いました。正に少年院の教官などもこれは受けられないんでございます。ですから、下田先生がおっしゃったように、社会福祉士の方をもっと登用すべきだと、私も全くそう思っております。

そのためにも、まず社会福祉士という資格に、少年院などで働いておられる方もちゃんと受けられるようにしなければならぬわけでありまして、今やっている法律改正でそんなことをこの前申し上げましたが、私は教育と医療関係、労働関係を申し上げましたけど、ちよつとこの少年司法関係が確かに抜けておりましたので、これも中村局長にもお伝えいただいて検討していただきたいと思っております。

じゃ、以上で終わります。いい制度になるようにこれからも応援していきたいと思っております。

ありがとうございます。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

今回の少年法の改正案では触法事件について警察の調査権限を付与し、押収、捜査、検証なども可能としております。これまで触法事件への対応の中心となってきた児童相談所については、警察官の調査を基に処分を決める、特に殺人などの重大事件は家裁へ全件送致して処分を決めるということにされておりますが、最初に法務省にお伺いします。今まで児童相談所における触法事件、特に重大事件について、これは対応に問題があったという御認識なんですか。

○政府参考人(小津博司君) 児童相談所の調査は、児童や保護者等にとどのような処遇が必要かを判断するために、主に児童福祉司や相談員が中心になって、面接や心理学診断、行動観察等の方法によって、児童の状況、家庭環境、生活歴や生育

歴、過去の相談歴、地域の養育環境等の事項を調査するものと承知しております。

他方、触法行為といった非行の内容等につきましては、これを説明することが児童相談所の調査の直接の目的と位置付けられているわけではなく、現在の実務におきましても警察の調査結果が児童相談所で利用されるなど、警察の調査が重要な役割を果たしているものと承知しております。しかしながら、触法少年の行為につきましては、刑事訴訟法に基づく捜査ができないとの理解から、捜索等の法律に基づく強制処分を行うことができず、また任意で行う調査につきましても、法律上の根拠が明確でないため、円滑な調査に困難が伴って事実の解明が十分にできない場合があることから、少年の健全な育成のための措置に資するように警察の調査権限を法律上明確にすることとしたものでございます。

したがいまして、児童相談所におけるこれまでの調査等に問題があったことを理由として本法案を提出しているものではございません。

○小池晃君 今までの対応に問題があったという認識でないとすれば、立法の根拠自体に重大な疑問を持つわけでありまして、

現行法は、触法事件というのは、これは児童相談所が中心となって対応するということを予定しております。重大事件であっても児童福祉的な対応が必要だと児童相談所が判断すれば、これやっているとわけです。家裁に送致することなく処分を決めることができるわけです。

実際に最近の重大事件でも、二〇〇一年の四月に尼崎で発生した十一歳の少年による殺人事件、これは児童相談所による一か月半にわたる調査が行われて、県の社会福祉審議会児童相談部会の意見を聞いた上で、児童自立支援施設に入所措置を決めております。

以前から、重大な触法事件でも児童相談所の範囲で対応したという例は見られるわけですが、これは問題は起こっていないわけでありまして、ところが、今回の改正では、触法事件について警察が捜

査を行い、特に重大事件においては家庭裁判所全件送致を法律上の原則とするという中身なんですね。

法務大臣にお聞きしますが、これは先ほどからも議論ありますが、福祉の対応を基本とするのが児童相談所の役割であり、そのかわる領域が後退するということにならざるを得ないんじゃないですか。

○国務大臣(長勢基連君) 児童相談所が福祉的な対応を中心とする組織であるということはそのとおりだろうと思えます。ただ、少年法等により行われる家庭裁判所による児童相談所送致や保護処分などの福祉的措置も、事実の真相の解明がなされることによって初めて適切に行われるものと考えられます。警察の調査はこのような少年の健全な育成のための措置に資することを目的として行われるものでありまして、このことは本法案でも明記をしているところでございます。

本法案が触法少年の事件について、捜索、押収等の物に対する強制調査を可能にしておるわけでありまして、こうした目的から、警察でないときけない問題ができるようにすることによって、事実の真相の解明やこれに即した少年本人のために最も適切な処遇選択をより一層十全なものとするためでございます。また、触法少年にかかわる事件の任意調査手続の整備は、今も局長が申しましたが、実務上、従来から行われてきた警察の調査についてその法的根拠を明確にする点に意義があるためこれを整備するものでございまして、基本的には従来の法制度を変更するものではないと考えております。

したがって、本法案により触法少年に対する福祉的な対応を後退させるということにはならないというふうに考えております。

○小池晃君 そうおっしゃいますけれども、児童相談所の調査の範囲も判断の範囲もこれ大幅に減らされているわけです。警察の調査というのは、これは今強調されましたけれども、しかしこれは事実の確定に限られているわけで、児童の健全育

成という観点から必要な事実を把握するという
ことにはならないわけで、そこが捜査機関である警
察の限界であると思うんですね。

その点で、やっぱり総体として、少年が抱える
問題を事実関係だけでなく背景なども含めて
しっかりと把握をして対応を行っていく児童相談所
の役割というのは非常に重要だし、その調査力、
対応力は一層強化すべきだと思うんですが、私
は、こんな形で警察の調査権限付与によってそ
ちばっかり肥大化していけば、むしろ本来強化す
べきである児相の対応力、調査力というのが逆に
弱体化するんじゃないかという大変懸念を持つわ
けであります。

そこで、その体制についてお聞きをしたいん
ですが、先ほどから議論では福祉的対応の必要性は
否定しないわけですが、実際にそれにふさわしい
体制になっているかという問題、以下、厚労省に
お聞きしたいと思います。

この十年間で虐待の相談件数、非行相談件数と
児相の職員数はどうなっていますでしょうか。

○政府参考人(大谷泰夫君) 児童相談所におきま
す児童虐待を含めた養護相談件数につきまして
は、平成十七年度が七万五千二百五十三件、これ
は平成七年度に比べて約二・五倍、また同様に非
行相談の件数は一万七千五百十八件でありまし
て、平成七年度に比べて約一・一倍というふ
うな増加となっております。それから、児童相談
所の職員数でありますけれども、平成十七年度が
七千二百二十七人でありまして、平成七年度に比
べまして一・三倍という増員となっております。

今申しましたように、児童虐待を含めてこの対
応件数が大幅に増加する中で、非行の相談や障害
相談などへの対応を迅速に行っていくためには、
児童相談所の体制、とりわけその職員の充実強化
が重要な課題と認識しております。

例えば、児童相談所において行う調査の中核と
なります児童福祉司の配置状況を申し上げます
と、各自自治体においてこれまで必要な増員を図
ってきておりまして、平成十八年度は二千四百七

人と、これは平成八年度と比べて一・九倍と
いうふうになっております。また、特に平成十九
年度であります。今、地方財政措置を行って
いたんですが、標準人口で百七十万に当たりの
職員、児童福祉司が三名の増員といったこれまで
にはない大幅な増員を図ったところでございま
す。

こういったことで、今後とも、児童相談所にお
きまして少年非行問題にもあるいは児童虐待にも
適切な対応が図れますよう体制整備に努めてまい
りたいと考えております。

○小池晃君 非行相談、虐待相談が十年間で約二
倍になっている中で職員は一・三倍だから、厚労
省としても非常に体制はこれで十分だと言えな
い、だからこそ体制の強化に図っているとい
う、そういう御答弁だったと思うんですね。

しかも、中身もいろんな問題点指摘されてお
りまして、特に都市部では一時保護所の収容率が高
くて、被虐待児と非行少年が同一施設で処遇せ
ざるを得ないとか、あるいはその一時保護所が外
から収容児童が見えちゃうのでプライバシー保護
が十分でないという問題もあります。こういう問
題点についてはどう認識されてますか。

○政府参考人(大谷泰夫君) 児童虐待が増加しま
す中で、都市部を中心に一時保護施設が定員超過
状態になっているという御指摘がございま
した。こういったことを受けまして対応を図って
いるところではありますが、いわゆる一時保護施設
によりましては、虐待を受けたお子さんとそれか
ら非行の児童が同室で保護されると、いわゆる混
合処遇といった問題も発見されたところでござい
ます。

そこで、対応でありますけれども、まず平成十
八年度の補正予算におきまして、これはさつき申
しましたような虐待を受けたお子さんと非行児童
のこの両者のいわゆる仕切り、こういった間仕切
りを改善するような一時保護所の環境整備、環境
改善予算を設定したということ。

それから、現在進めておりますのは、定員を超
える状態にあります一時保護所、そういったもの

を有する地方自治体に対して、本年の六月末
までに一時保護施設等の緊急整備計画というもの
を策定を求めています。遅くとも平成二十一年
度までにこういった一時保護施設の定員不足状態
を解消するという措置を講じ、都道府県、地方自
治体と協議している最中でございます。

それから、プライバシーの問題であります。こ
の一時保護所のプライバシー問題につきまして
は、重大な非行事件に係る保護の場合など、マス
コミ関係者等から保護児童のプライバシーの確保
を図るという必要がございます。

外部から一時保護所の居室等の内部をうかが
うことができないような窓ガラスにするよ
うに工夫するとか、部外者が敷地内に立ち入るこ
とができないよう警備を強化する、あるいは他の
施設で一時的に保護を行う、こういった措置を講
ずることが適当と考えて努力しているところでご
ざいます。

○小池晃君 さらに、この触法少年の処遇とい
うのは非常に、児童自立支援施設での育て直しとい
うことでいうと高い専門性が要求されると思いま
す。特に施設長がそのことが問われると思うん
ですが、これは、お聞きしますと、施設長のうち、
児童福祉施設の最低基準八十一条の一号と二号の
人数で見ますと、一号該当が二十三人、二号該当
が三十五人ということなんです。これ、一号と
いうのは児童自立支援事業に五年以上従事した
人、二号というのは児童自立支援事業について特
別の学識を有し、厚生労働大臣又は知事が認める
ものというところで、つまり経験なくてもいいわけ
です。現場のお話聞くと、二号の方の中には福祉
の業務の経験がない方さえいらっしゃるというふ
うにお聞きをしております。

こういう状況というのは適切な運営という点で
改善の余地があると思うんですが、いかがでしょ
うか。

○政府参考人(大谷泰夫君) 児童自立支援施設に
おきます子供の処遇を適切に行うために、児童自
立支援施設の施設長の専門性を高めるということ

は大変重要な課題であると認識しております。

今御指摘いただきましたように、これまでその
施設長の任用につきましては二つのグループがあ
ったわけでありますけれども、やはりその専門
性を高めていく必要があるということで、実は十
九年の四月から児童福祉施設の最低基準を改正し
まして、必要な研修を義務付けるなど児童自
立支援施設の施設長の任用要件の厳格化を図った
ところでございます。

今後とも、この児童自立支援施設の職員の専門
性の向上を図ることによって子供の自立に向けた
支援、援助の充実に努めてまいりたいと考えてお
ります。

○小池晃君 いろいろな努力はされてはいるん
ですが、お金も人も非常に今地方大変なときに、地
方に丸投げするような今のようない方では、
やっぱり福祉的対応が必要といってもなかなか絵
にかいたもちということになってしまっているん
ではないか。

柳澤大臣にお伺いしたいんですが、やはり人材
面あるいは予算、財政の面で国がしっかりと責
任を果たすべきではないかと思いますが、いかが
ですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 少年非行の問題につ
きましては、これはもう政府としても全体的な取
組、また社会全体で取り組むべき重要な課題だ
と、このように認識をいたしております。

厚生労働省におきましては、当然、児童福祉の
観点からこの問題に積極的に取り組んでいるとこ
ろであります。少年非行の早期発見、予防等のた
め、要保護児童対策地域協議会、これは地域社会
がしっかりと予防に取り組みなきやいけないとい
う御指摘もあつたわけですが、いわゆる子供を守る
地域ネットワークの設置の促進、こういうこと、
それからまた、児童自立支援施設等を対象に社会
復帰を円滑に行うための自立援助ホームにおける
就業の支援、それから児童自立支援施設によつて
出所、この施設を出た後のアフターケアをこの施
設自体が行うということ、それから児童相談所の

認識しておりません。

○福島みずほ君 子供にとつて、あるいはやはり刑事手続につながるものに関しておおむねというふうを書いてあることが、どうしても個別判断に

ゆだねられ、裁量の範囲を広げ、法の下の平等の観点からも問題があると考えます。

捜査の可視化についてですが、拷問禁止委員会の方からも捜査の可視化については基本的に勧告が出ておりますが、弁護士である付添人を選任できる、質問に当たっては強制にわたることがあつてはならないというふうに一歩前進をしておりますが、はつきりと弁護人の選任権があるというところの告知、あるいは、やはり不利益な処遇につながらる可能性が最高裁の判例からあるわけですから、この問題について、子供はどうしても誘導に非常に従いやすいということはもう常に指摘をされ、冤罪を生むと言われておりますので、まず弁護人の選任権についてきつと告知をすべき、それから捜査の可視化について、ビデオテープの録音などをきつととして冤罪をなくすべき、これについていかがですか。

○政府参考人(小津博司君) このたび、本法案に対する修正がなされまして、触法少年の調査についても付添人を付けることができるようになったわけでございます。

委員御指摘の点につきましては、基本的には二点。まず、この触法少年の調査手続は刑事手続ではないということでございまして、刑事に関する言わば弁護人選任権等々の問題をそのまま当てはめることはできない。それから、それでは刑事の場面ではどうかと申しますと、これは身柄を拘束された場合に弁護人選任権の告知をするというところになっておりまして、触法少年につきましてはそのような意味での身柄の拘束がないというところにつきましても付け加えていただきたいと思います。

可視化の問題につきましては、司法制度改革審議会以降、いろいろと御議論のあるところでございまして、現在、刑事の司法の分野におきまして、法曹の三者でもいろいろと議論をしております。捜査をする側からいたしますと、やはりそのような器具が入っておりますと、ざつとばらんにいろいろなこと、話を聞く、心を打ち明けてもらう

ということについて支障があるということを繰り返し申し上げさせていただいてあるわけでございまして、いずれにいたしましても、この点につきましては慎重に引き続き議論をさせていただきたいと思っております。

○福島みずほ君 少年につきましても、刑事ではございませんで、また別途慎重な検討が必要ではないかと考えております。

○福島みずほ君 鹿児島志布志事件、富山の事件、たくさん冤罪事件が今指摘をされております。捜査の可視化については是非実現をさせていただきたい。

それから、前者の件ですが、付添人の権利の告知に関しては、かなり刑事手続に近い、あるいは子供にとつて明確に不利益を生じさせる、身柄の拘束があるかどうかも含めて、あるものではないかと付添人について権利があるだけではなくて告知をすべきだ、この点についてもう一歩突っ込んで御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(小津博司君) 繰り返しになって恐縮でございますけれども、この付添人選任権の告知を法律上、捜査側の義務としてあるいは少年の側の権利として定めることにつきましては、私がただいま申し上げましたような理由によりまして、相当ではないと考えているところでございまして、

○福島みずほ君 これはこの委員会でも議論になっておりますが、子供は知識がない、だからこそ家族や子供に権利の告知をする必要がある、要するに、より強くケアをする必要があると考えています。法律に載っけるのが不適当というのは理解できませんが、法律に載せないにしても、ガイドラインやマニュアルできつちり明示していただ

○政府参考人(小津博司君) 御指摘は、警察が調査をされる場合のマニュアルという御趣旨であろ

御当局の方から、全体として、今回のこの法案が

成立した場合には、それを踏まえてマニュアルと申しますか、警察のルールと申しますか、それを新しくしていくという趣旨の御答弁をしておられるものと承知しております。

○福島みずほ君 この少年法の改正法の議論の中で、やっぱり子供はより強いケアやより強い保護が必要であるということはずべてにわたつて言えることなので、私は法律に告知をすべきだと思ひますが、少なくとも本人が様々などんなリーガルサービスを受けられるのか、どんな保護を受けられるのか、必ずマニュアルの点でも盛り込んでくださるよう強く要請をいたします。

軽微な罪を犯した触法少年の保護については、国際的にも脱施設収容の流れにあります。この点について保護局長、どうお考えでしょうか。

○政府参考人(小津博司君) よろしいでしょう

○福島みずほ君 どうぞ、刑事局長でいいです。

○政府参考人(小津博司君) 済みません。その脱施設収容という御指摘がございました。そのようになっているのかどうかということにつきましては、私もまだいまいちとしましてそのように判断して

○福島みずほ君 十四歳未満の触法少年のケアは、これからも引き続き児童相談所、児童自立支援施設、このラインが中心に担うということで、厚生労働省、よろしいですね。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 十四歳未満のいわゆる触法少年につきましては、これまで児童相談所に

おける指導を行つておりまして、児童自立支援施設へ措置した場合は家庭に近く開放的なケアの下で自立支援を図る、こういうことで、今後ともこのケアが基本となるものと考えております。

ただ、無断外出を繰り返したり、開放処遇がむしろ子供の本人の落ち着いた生活環境の確保という点でマイナスになるケース等が訴えられておりまして、児童支援施設における開放的なケアに必ずしもなじまない、そういう触法少年がいるということでございます。

少年院の収容年齢の引下げにつきましては、個々の子供に最適な処遇を選択させると、そういうことでございまして、処遇の選択肢を広げるという意味で、子供の適切な自立支援の観点から意義が見いだせるものと考えております。

○福島みずほ君 厚生労働省、頑張つてください。児童自立支援施設の収容率、定員充足率は三九・三%、これは二〇〇二年ですが、少年院は満員です。国立の児童自立支援施設は、かぎが掛かるところもありますし、各都道府県も含め、国立もとても頑張つております。ですから、児童自立支援でやはり厚生労働省、本当に頑張つてほしいというふうに思っています。

それで、何が必要なのか、児童自立支援でケアをするのが難しい子供がいるとすれば何を改善すればいいのか、施設側の人数、設備、ケアの内容などについて、もし厚生労働省からの意見があれば教えてください。

○政府参考人(大谷泰夫君) 児童自立支援施設には、重大な触法事案の加害少年やあるいは発達障害等のある子供等、様々な状況にある子供が入所しております。このような子供に対しては、その個々の子供の特性に応じまして支援、援助を行うことが重要でありまして、その個々のケースに応じた自立支援計画を策定して、これに基づき支援を行うということ、また施設に配置されている医師あるいは心理療法担当職員によるカウンセリングや心理療法等のケアの実施、こういったこ

とで立ち直りや社会的自立に向けてこれまで成果を上げてきたものと考えております。

ただ、このほか、今後更に適切な支援を行うという見地から、職員等の任用要件を更に厳格化していくであるとか、医療機関との連携を強化する、あるいは職員の専門性を高めるための研修をする、また先駆的な取組事例を研究する、こういったことを積極的に進めまして、この児童自立支援施設の機能の充実強化、援助技術の向上を図っていきたいと考えております。

○福島みずほ君 児童自立支援施設に入所した子供の六割に虐待経験があり、その抑圧された怒りで自分の加害行為に向き合うことを困難にしている側面があると言われてます。子供の被害者性に注目したケアというのはどうやっていこうとするんでしょうか。

○政府参考人(大谷泰夫君) 今御指摘ありましたように、児童自立支援施設に入所されるお子さんの六割には原因としての虐待経験があったというようなことが報告されているところでありまして、こういったお子さんにつきましては愛着関係の形成というものが重要であり、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを提供していくということが必要であると考えております。

さらにまた、専門的なケアが必要とされる子供に對しましては、個別に施設に配置されている医師あるいは心理療法担当職員によるカウンセリングであるとか、あるいは心理療法等のケアが必要に応じて実施しているところでありましてけれども、こういった虐待経験、そういったことを何とか家族的な環境の中で乗り越えて自立させるように努めているところであります。

○福島みずほ君 スタッフへの教育はどのように行っているでしょうか。

○政府参考人(大谷泰夫君) 児童自立支援施設の職員に對しましては、その資質の向上を図りますために、国立武蔵野学院において新任施設長研修を始め、多様な研修を行っております。今、新任

の施設長について申し上げましたけれども、その他、施設職員の専門研修としまして、スーパーバイザー研修、あるいは中堅職員の研修、あるいは自立支援専門員の研修、その他各種の研修を行ってその資質の向上に努めております。

○福島みずほ君 施設の現場は頑張っている、いろんな努力を大変しています。今回の少年法改正が、児童自立支援施設でやれないところから改正してくれという話ではなくて、凶悪な小学生も少年院に送るべきだというふうな、子供に対する厳罰化の方向から出ていることが極めて問題だと考えています。

少年院に行っても、もちろん私たちは現場の人們が物すごく苦勞して頑張っていることも知っています。ただ、同時に、やはり子供は大変可塑性が富むと。そして、実際私たちは、加害者性を持つている子供も、一皮むけばやっぱり物すごい被害の中で苦しんで生きてきて、どうやっていか分らないという、そういう子供自身の今までの生育歴などについてもやはり非常に考えるところが大です。

とすれば、小学生の子供、もちろん私も子供がいますので、小学生の段階でおおむね十二歳として、小学生で少年院、まあ十八歳までいるわけですが、そこに送り込むことが果たしていいのかどうか、本当に現場から出た少年法の改正なのかと。現場から、どうしても自立支援施設で手には負えないからやってくれという話ではなくて、子供はけしからぬという話からやっぱこれは出ているんではないか。それは違うだろうというふうに思っています。

厚生省は、だから、いつも厚生労働委員会で頑張れ頑張れと言って、この点も本当に頑張っていた。ただ、さっき予算の話もありましたが、私たちが子供のために本当に応援したい。その子供が大きくなっても一回犯罪を繰り返さないように、子供たちを本当に応援したいというふう

に思っています。政府案は、我が国の少年非行防止施策の基本理

念を、福祉、医療、教育による援助・支援型から、警察中心の取締り・監視型へと転換させるものではないか。そこに、例えば付添人の権利の告知もない。それから、強制にわたらないという修正案はあつて一歩前進ですが、子供は誘導に乗りやすい、一杯冤罪が起きるのではないか、本当にいいのかというところから極めて問題があると申し上げ、私の質問を終わります。

○委員長(山下栄一君) 他に御発言もなければ、本連合審査会はこれにて終了することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下栄一君) 御異議ないと認めます。よつて、連合審査会は終了することに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十一分散会

平成十九年六月一日印刷

平成十九年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A